

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
生 活 衛 生 課

目 次

1	生活衛生関係営業者への支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
2	宿泊施設向け接遇研修ツール作成等のための検討会について・・・・・・・・	2-1
3	違法民泊対策の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1
4	公衆浴場や旅館業の共同浴室における男女の取扱いについて・・・・・・・・	4-1
5	入浴施設におけるレジオネラ対策等について・・・・・・・・	5-1
6	理容師法・美容師法について・・・・・・・・	6-1
7	美容師養成施設等の教育について・・・・・・・・	7-1
8	クリーニング師研修等の受講の促進について・・・・・・・・	8-1
9	都道府県生活衛生営業指導センターについて・・・・・・・・	9-1
10	生活衛生同業組合活動推進月間の推進について・・・・・・・・	10-1
11	標準営業約款の周知について・・・・・・・・	11-1
12	生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について・・・・・・・・	12-1
13	災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に 関する状況把握・報告について・・・・・・・・	13-1
14	建築物衛生について・・・・・・・・	14-1
15	墓地、納骨堂等の経営・管理について・・・・・・・・	15-1
16	火葬場の経営・管理について・・・・・・・・	16-1
17	広域火葬体制の整備について・・・・・・・・	17-1
18	火葬等許可事務システムの標準化について・・・・・・・・	18-1
19	行政手続のオンライン化の推進について・・・・・・・・	19-1

1 生活衛生関係営業者への支援について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生関係営業者については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、エネルギー価格・物価高騰等の影響により、経営状況が厳しいものと考えられる。
- 各地方自治体においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）」を受けて重点支援地方交付金の積み増しが行われ、地域の実情を踏まえて、生活衛生関係営業者への必要な支援を引き続き行っている。

(2) 都道府県等に対する要請

- エネルギー価格・物価高騰等の影響が続く中で、生活衛生関係営業の衛生水準の確保等に資するよう、各地方自治体において、生衛組合や都道府県生活衛生営業指導センターと一層の連携を図り、生活衛生関係営業者への支援について、引き続き御協力をお願いする。
- また、入浴料金が定められている公衆浴場については、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」（昭和56年法律第68号）第6条において、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、引き続き御協力をお願いする。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）において、障害のある人からの申出があった場合の「合理的配慮の提供」が令和6年4月1日より義務化され、これらの改正を受けて衛生事業者向けガイドラインを改定した。都道府県においても障害者や生活衛生関係営業者からの相談等を受けることも考えられる。その際、都道府県と都道府県生活衛生営業指導センターの連携・協力が必要となる場合も考えられるため、引き続き、御協力をお願いしたい。
- 令和6年1月に発生した能登半島地震により被害を受けた生活衛生関係営業者については、昨年1月25日に閣議決定された「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」において、日本政策金融公庫における新たな特別貸付の創設や個別営業者の実情に応じた既往債務の返済条件の緩和等の要請を行っている。直接的被害のほか、間接被害、風評被害も含むため、対象の生活衛生関係営業者への活用を促進をお願いする。

2 宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）については、第211回国会（通常国会）において、政府案を一部修正の上、令和5年6月7日に可決成立し、同月14日に公布され、同年12月13日に施行されている。
- 「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」とりまとめ（令和5年10月10日）において、「高齢者、障害者、患者等その他の特に配慮を要する宿泊者に対する適切なサービスを提供するための内容に関して、旅館業の施設特有の接客シーンを想定した具体的な内容を盛り込んだ研修ツールを検討すべき」とされたことを踏まえ、令和6年5月28日、観光庁とともに、「宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会」（以下「ツール検討会」）を立ち上げた。
- ツール検討会では、宿泊事業者や障害者等当事者団体へのアンケート調査結果や、ツール検討会の下に設置したWGにおけるヒアリングを踏まえ、宿泊施設向け接客研修ツール（以下「接客研修ツール」という。）の策定に向けた検討を行っており、令和7年2月17日に開催した第3回ツール検討会において、接客研修ツール（案）の構成について了承されたところである。

・ 宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/ryokangyouhou-kentoukai_00010.html

(2) 都道府県等に対する要請

- 令和6年度中に、接客研修ツールを策定・公表することとしているので、都道府県等におかれては、本研修ツールを積極的に活用いただけるよう貴管内営業者に対し周知いただくとともに、貴自治体において研修を実施・検討する際の参考とされたい。

3 違法民泊対策の取組について

(1) 従前の経緯【資料1】

- 住宅宿泊事業法・改正旅館業法施行前（平成30年3月末）と比べ、旅館業法違反のおそれがあると把握している事案は、令和6年3月末時点で190件と大幅に減少しているものの、依然として一定数存在している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携の上、地方自治体の取締り対策に資するFAQを改訂するほか、厚生労働省HPの「旅館業のページ」に違法民泊取締り事例や、違法民泊をなくすための啓発メッセージ（16カ国語の宿泊者向け、事業者向け）を掲載する等の取組を実施している。
- 地方自治体におかれても、引き続き、観光部局とも連携して、違法民泊の取締りの徹底をお願いしたい。また、効果的な違法民泊対策等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。

4 公衆浴場や旅館業の共同浴室における男女の取扱いについて

(1) 従前の経緯

- 公衆浴場や旅館業の共同浴場については、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」において、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」などと定めている。
- これらの要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要がある。
- 厚生労働省としては、これらの考え方について、「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日薬生衛発0623第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）によりお示ししているところ。

(2) 都道府県等に対する要請

- 本通知の趣旨を御了知の上、引き続き、貴管内の浴場業及び旅館業の営業者に対する周知や指導等をお願いする。

5 入浴施設におけるレジオネラ対策等について

(1) 従前の経緯

- これまで、公衆浴場や旅館業施設におけるレジオネラ対策について、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知）、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成 13 年 9 月 11 日健衛発第 95 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知。平成 27 年 3 月 31 日一部改正）等をお示ししているところ。
- 過去にはレジオネラ菌による死亡事例や行政への虚偽報告が行われた事例があったほか、令和 6 年度も、複数の公衆浴場や旅館業の共同浴室において、レジオネラ菌が検出される事例が発生している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 引き続き、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」等を踏まえ、貴管内の営業者に対して、レジオネラの防止対策やコンプライアンスの遵守について、周知徹底いただきたい。
- なお、衛生等管理要領等は都道府県等への技術的助言であり、都道府県等が、地域の実情を踏まえ、要領等とは異なる内容の基準を条例等で定めることは可能である。

6 理容師法・美容師法について

(1) 従前の経緯

- 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 6 条の規定により、理容師でなければ、理容を業としてはならないこととされ、また、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 6 条の規定により、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととされている。

また、「美容師法等の施行について」（昭和 32 年 2 月 13 日厚生省発衛第 29 号厚生事務次官通知）等により、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと等をお示ししており、令和 6 年 12 月 5 日付けで、美容師法に係る無免許営業等の実態を把握するための調査を依頼したところである。

- ・「美容師法等の施行について」（昭和 32 年 2 月 13 日厚生省発衛第 29 号厚生事務次官通知）

第二 運用上留意すべき事項

- 一 美容師及び理容師の免許関係の規定の整備された所以は、美容師及び理容師の資質の向上を期せんがためであるから、その厳正な執行を期するとともに、いやしくも、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと。

- 出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成 19 年 10 月 4 日付け健発第 1004002 号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）を示している。

高齢化により、今後も出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれることを踏まえ、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年 10 月 16 日付け薬生衛発 1016 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、要領の再周知等を依頼した。

さらに、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）」（令和 3 年 12 月 27 日付け薬生衛発 1227 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、条例等の制定状況について情報提供を行った。

- 平成 29 年 8 月に、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度において、フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスの取扱いについて、以下の回答を行った。

- i) 結婚式に先立つリハーサル（式の 2 週間前程度）におけるヘアメイクサービスの提供について、2 週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、施行令第 4 条第 2 号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言えないことから、i の事業は同条第 2 号の特例に含まれないものと解する。

- ii) 挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービスの提供について、当該事業の主目的は、「記念として写真を撮る」ことと考えられることから、同条第2号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

(2) 都道府県等に対する要請

- 理容師でなければ理容を業としてはならないこと、美容師でなければ美容を業としてはならないことについて改めて周知するとともに、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導に努めるようお願いする。
また、美容師法に係る無免許営業等の実態については、今後取りまとめた上で情報提供することとしているので、各都道府県等におかれては、指導を行うに当たっての参考とされたい。
- 出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し、要領について改めて周知いただきたい。出張理容・出張美容を行う者に対する衛生の確保のための指導等は、必要に応じて条例や要綱等を制定する等して行っていただきたい。
令和2年度第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り 110 番)において、出張理容・出張美容業務の申請の簡素化が求められていることから、条例や要綱等を制定する際には、許可申請等の事業者提出を求める書類について改めて精査していただきたい。また、既に制定している自治体におかれては、この趣旨を踏まえ、必要な検討を行っていただきたい。
- 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等するための条例や要綱等を制定する等して、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたい。
- フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスの取扱いについては、平成29年8月のグレーゾーン解消制度の回答を確認していただきたい。

7 美容師養成施設等の教育について

(1) 従前の経緯

- 美容師の養成制度について、令和3年7月の規制改革推進会議投資等ワーキンググループの議論を踏まえ、厚生労働省の「美容師の養成のあり方に関する検討会」で検討を行い、令和5年7月に『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』（以下「令和5年度以降の対応」という。）を取りまとめた。
- 令和5年度以降の対応の中で、美容師養成施設における
 - ・ まつ毛エクステンションの教育状況
 - ・ オールウェーブセッティングの教育状況
 - ・ 美容実習（必修課目）の教育状況
 - ・ 美容所にて行う実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとされており、令和5年度調査結果については、「美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果について」（令和5年9月20日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により公表したところである。
- 令和6年度については、調査対象に理容師養成施設を加えた上で、「美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等に関する実態調査について（依頼）」（令和6年11月29日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により、都道府県を通じて調査を実施しているところ。
- また、令和4年8月に厚生労働省から、「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「改善通知」という。）を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容師養成施設における美容実習の網羅的な実施やオールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面も含めた教育、まつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術の教育等が徹底されるよう周知している。

(2) 都道府県に対する要請

- 美容師養成施設及び理容師養成施設の教育状況等について、令和6年度調査をとりまとめた後、各都道府県に調査結果を共有することとしているため、各都道府県におかれては、貴管内の美容師養成施設に対する周知をお願いするとともに、令和7年度以降の調査についても、調査への協力をよろしくお願いする。

- 本調査結果や改善通知の趣旨を踏まえ、美容師養成施設における美容実習の網羅的な実施やオールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面も含めた教育、まつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術の教育等が徹底されるよう周知をお願いする。

8 クリーニング師研修等の受講の促進について

(1) 従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）に基づき、「3 年を超えない期間ごとに」研修等を受けることとされているが、受講率は低い水準となっている。
- 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（令和 6 年 5 月 27 日健生衛発 0527 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）において、研修等が適切に実施されるよう受講勧奨を依頼している。

(2) 都道府県等に対する要請

- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修等の適正な実施をお願いする。
- 研修等の受講率を向上させるため、受講勧奨の中心的役割を担う都道府県生活衛生営業指導センターに対して、クリーニング師に関する名簿情報（登録番号、氏名、住所）等の提供をお願いする。都道府県指導センターに対する名簿情報の提供は、クリーニング師研修等の円滑な実施のため、各年度末又は年度当初にご提供いただきたい。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係条例等の適用に当たっては、本事業の趣旨、目的及び情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

- 既に情報提供に対応いただいている都道府県におかれては、提供いただく名簿情報と実態に乖離がある場合があることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。

9 都道府県生活衛生営業指導センターについて

(1) 従前の経緯

- 物価高騰等により、厳しい状況にある生活衛生関係営業者への衛生指導や経営相談・支援へのニーズは高く、生活衛生関係営業者に対して、都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合の経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家として中小企業診断士、税理士や社会保険労務士等が、経営における課題、経営改善、衛生、融資、補助、税制、労務管理等の相談等の伴走型支援を実施している。

(2) 都道府県に対する要請

- 都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）に基づき、都道府県の生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上等を目的として都道府県知事から指定される公益財団法人であり、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上や経営相談・指導等において、重要な役割を担っていることを各都道府県においても改めて認知いただきたい。
- 都道府県においては、生活衛生関係営業者への支援策の実施や災害対応等での情報伝達等の効果的な実施のために、都道府県生活衛生営業指導センターと連携・協力体制を図っていただいているところであるが、引き続き、体制の構築をお願いする。
- 令和 7 年度税制改正案において、
 - ・ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長（法人税）
 - ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
 - ・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
 - ・ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充（不動産取得税）
 - ・ 法人版及び個人版事業承継税制の見直し（贈与税）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）等について、所要の見直しや、適用期限の延長を行うこととしている。
また、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設※の整備等に係る特別償却制度については、令和 9 年 3 月末が適用期限となる。
このため、生活衛生関係営業者が活用できる税制措置の周知に加えて、各組

合における組合員の事業の円滑化や効率化等の推進のために組合が行う共同利用施設の整備についての働きかけについても積極的に行われるよう、経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家に対する適切な支援方よろしくお願いします。

※ 共同利用施設の主な例：組合会館、共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム、クリーニングの共同工場、共同調理施設、共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等

10 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度以降、生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、平成 26 年度から毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和 6 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者に対して生衛組合に関する情報提供や加入案内等を行うとともに、生衛組合の情報提供及び周知広報への御配慮をお願いする。

1 1 標準営業約款の周知について

(1) 従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的として、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を内容とする標準営業約款を定めるものである。現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種において標準営業約款が設定されている。
- 全国・都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」(以下「促進月間」という。)として定め、関係機関及び関係団体の連携のもとに、制度の普及・啓発等を行っている。また、生活衛生課長通知を発出し、本制度の普及・啓発に関して協力をお願いしている。

(2) 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和6年度の促進月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、引き続き、営業者に対する登録促進及び利用者に対する標準営業約款制度の周知について、御協力をお願いする。

1 2 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

(1) 従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定等については、「生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日健衛発 0331 第 12 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）（以下「通知」という。）に基づき実施いただいている。

(2) 今後の取組

- 振興指針は業種毎に 5 年に一度のサイクルで、業界を取り巻く現況などを踏まえながら、振興を図っていくために必要な取り組み等を盛り込む改正を行ってきたが、生活衛生関係営業に共通して影響する法律や制度改正等の事項についても 5 年毎の改正時に対応してきたため、振興指針に反映されるタイミングは業種毎に差が生じていた。これを受け、業種毎に 5 年に一度の改正の基本方針は維持しつつも、各業種に共通する事項については、業界を取り巻く環境に適時対応するため、5 年毎の改正を待たずに随時、振興指針に反映させることとした。

※令和 6 年度においては、5 年毎の改正の年に当たる興行場営業、旅館業、浴場業に加え、飲食関係、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業の振興指針について共通事項の改正を行った。

(3) 都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正後、各生衛組合において、振興計画の変更認定申請を行うこととなる。各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。
- 各生衛組合においては、事業年度経過後 3 か月以内に振興計画の実施状況について報告書※を提出することとなっている。各都道府県担当部局においても、報告書の提出が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。

※ 振興計画の 1 年目から 3 年目までの業種の生衛組合は、通知の様式第 3 を提出。振興計画の 4 年目及び 5 年目の業種の生衛組合は、通知の様式第 3 に加え、様式第 4 を提出。

1 3 災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告について

(1) 従前の経緯

- 近年、震災や水害等、広域な大規模災害が頻発しており、令和5年度には、令和6年能登半島地震による災害などが発生している。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、必要に応じて、被災者等の要援護者への緊急対応について生衛組合との連絡調整、火葬場や生活衛生関係営業者の被害状況の把握及び当課への報告についてお願いしている。
- 災害発生時には、生活衛生同業組合連合会に対して、必要に応じて、被災地支援のための情報提供を行う。

(2) 都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と調整し、支援の実施手順、災害救助法適用時の事務手順等の確認や災害協定の調整等を行っておくようお願いする。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、火葬場や生活衛生関係営業者の被害状況の把握及び当課への報告を依頼するので、その際は御協力いただくようお願いする。

1 4 建築物衛生について

(1) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

① 従前の経緯

- 厚生労働省では、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を踏まえ、各省庁や地方自治体に対して、ビルメンテナンス業務の発注事務を適正に実施していただくようお願いしているが、予定価格の設定において、最新の「建築保全業務労務単価」を活用することや、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動に伴う適切な契約金額の変更等を盛り込む形で、同ガイドラインを改正したところである(令和5年4月28日付け厚生労働省大臣官房生活衛生食品安全審議官通知別添)。
- また、令和5年に引き続き、令和6年8月に「ビルメンテナンス業務に関する契約(公共調達)における令和6年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について(依頼)」(令和6年8月29日付け生活衛生課長通知)を発出し、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインに基づき、適切な価格により単価を見直すことで契約金額を変更することを検討するよう依頼した。
- なお、契約書におけるスライド条項、最低制限価格制度、低入札価格調査制度等について、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を担当する職員のためのマニュアル(案)の作成を進めており、その素案を各省庁や地方自治体の会計・契約担当部局に送付し、ご意見をいただいたところ。
- さらに、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針である「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)」が公表されており、厚生労働省では指針の周知等に取り組んでいるところである。

② 今後の取組

- 国土交通省から、令和7年度建築保全業務労務単価が公表された後、昨年度と同様にその活用を依頼する通知を発出する予定である。
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(以下「協会」という。)との共催により、地方自治体職員を対象にした「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関するオンライン講習会を開催することとしている。

- また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」については、継続的に周知に取り組むとともに、同指針の取り組み状況等に関するフォローアップをしていくこととしている。

③ 都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、ビルメンテナンス業務の公共調達において、年度途中においても最低賃金の引上げ、物価高騰等が生じた場合は、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いする。このほか、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、引き続き、適切な対応をお願いする。

また、都道府県、市町村の契約担当部署は、公共調達の発注者の立場でもあることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）」で挙げられている「発注者として採るべき行動/求められる行動」をとっていただくようお願いする。

- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署や管内の市町村等から、同ガイドラインに基づき仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等に当たって、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることも考えられるため、適切に御助言いただく等の御協力をお願いする。

（２）新たな外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

① 従前の経緯

- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組み（特定技能制度）が構築され、ビルクリーニング分野においても、特定技能外国人の受入れが可能となっている。
- 特定技能外国人受入機関の要件には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録（以下「知事登録」という。）を得ていることが含まれている。

② 今後の取組

- 特定技能外国人に係る国内試験を行うとともに、試験実施環境が整った国において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。
- また、特定技能制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策等について、引き続き、業界団体等と協議することとしている。

③ 都道府県等に対する要請

- 特定技能外国人等に係る問合せがあった場合は、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局）を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課などを問合せ先として御案内いただきたい。

なお、ビルクリーニング分野では、知事登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れることを要件としていることから、上記事業登録の申請について事業者から相談があった場合はご対応をお願いする。

15 墓地、納骨堂等の経営・管理について

(1) 従前の経緯

- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）は、墓地、納骨堂等の管理が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的としている（同法 1 条）。
- 墓地、納骨堂等には、永続性等の観点から、安定した適切な経営が求められることから、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条に基づく許可等に関する技術的助言として、「墓地経営・管理の指針」（「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知）別添 1）が示されている。
- 令和 4 年度、実質的に経営破綻した納骨堂があり、遺骨の引き取りにも支障が生じているという報道がされ、所管自治体が条例に基づき同納骨堂に対して立入検査を行ったところ、墓地、埋葬等に関する法律第 15 条第 1 項等により備えておく必要がある財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務書類が備えられていなかったという事案が発生したことを受け、「墓地、納骨堂等の経営・管理について」（令和 4 年 10 月 28 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出した。

(2) 都道府県等に対する要請

- 上記事務連絡でお願いしたとおり、「墓地経営・管理の指針」の内容を十分勘案いただき、適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、引き続き、指導監督の徹底をお願いします。

16 火葬場の経営・管理について

(1) 従前の経緯

- 火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設であることから、火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保される必要があり、また、利用者を尊重した高い倫理性が求められるとともに、火葬場経営が利益追求の手段となり、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないものである。
- そのため、火葬場の経営主体について、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その持続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるもの」とされ（昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）、さらに、「現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい」とされている（昭和46年5月14日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）。
- 令和4年度、株式会社により経営されている火葬場（墓地、埋葬等に関する法律の制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道があったことを受け、「火葬場の経営・管理について」（令和4年11月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出した。
- 同事務連絡では、火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、持続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底を改めてお願いした。

(2) 都道府県等に対する要請

- 引き続き、公衆衛生の確保のほか、火葬料金の設定を含め、総合的な観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底をお願いする。

17 広域火葬体制の整備について

(1) 従前の経緯

- 広域的な火葬に関する計画（以下「広域火葬計画」という。）については、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）や「広域火葬計画の策定の推進について」（平成27年3月6日付け健衛発0306第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）等において、各都道府県に対し、広域火葬計画を策定し、広域的な火葬体制を整備いただくよう、特段の御配慮をお願いしてきたところ、令和5年3月、全国47都道府県においてその策定については完了した。
- 令和5年7月に策定された国土強靱化基本計画（令和5年7月29日閣議決定）においては、「大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、全都道府県で策定された広域火葬計画について具体的・実効的な計画への進化を図る」とされたところ。
- また、令和6年8月には、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備えた「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」が改定されたことを受け、「新型インフルエンザ等対策における『埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン』の改定等について」（令和6年8月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出した。
- 同事務連絡では、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備えた体制整備等についてお願いするとともに、それに当たっては大規模災害時に備えた広域火葬計画を一つの参考とすることが適当であるということも踏まえ、広域火葬計画についてより具体的・実効的な計画への進化を図るための取組についても改めてお願いした。

(2) 都道府県等に対する要請

- 引き続き、大規模災害時に備えた広域火葬計画について、その点検や広域火葬の訓練など、より具体的・実効的な計画への進化を図るための取組や、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備えた体制整備等についてお願いする。

18 火葬等許可事務システムの標準化について

(1) 従前の経緯

- 令和5年3月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）の一部改正により、火葬等許可事務が標準化対象事務に追加された。
- これを受け、令和5年8月に火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】を策定・公表したところであるが、本年1月には、デジタル庁方針や関連制度・システムのその後の動向等を踏まえた改定を行い、【第2.0版】を策定・公表した。
- 火葬等許可事務を処理するためのシステム（以下「火葬等許可事務システム」という。）を導入している市区町村や同システムの開発ベンダーは、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、原則として令和7年度末までに、上記標準仕様書に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することを目指すし、所要の作業を進めていく必要がある。

(2) 都道府県等に対する要請

- 市区町村においては、標準準拠システムへの移行に向けた取組を引き続きお願いする。
- 都道府県においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第9条第2項において地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずる努力義務が定められていることや、地方公共団体情報システム標準化基本方針において「国や管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、主体的かつ主導的な役割を果たすこととする」とされていることを踏まえ、都道府県内の関係部局の連携の下、各市区町村の取組を丁寧に把握するとともに、必要に応じて助言等をするなど、火葬等許可事務システムの標準化に向けた取組への御協力をお願いする。

19 行政手続のオンライン化の推進について

(1) 行政手続のオンライン化について

①従前の経緯

- 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約12,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。」こととされている。

②都道府県等に対する要請

- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、理容師法、美容師法、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、旅館業法、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び墓地、埋葬等に関する法律に基づき、行政機関等や民間事業者が行う申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。
- 同法第13条において、地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされていることも踏まえ、行政手続のオンライン化に取り組んでいただくようお願いする。

(2) 国家資格等情報連携・活用システムの活用について

①従前の経緯

- 理容師、美容師、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者の国家資格に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること等を内容とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「令和5年番号法等改正法」という。）が令和5年6月2日に成立し、同月9日に公布された。

- また、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、「クリーニング師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和7年度から、順次オンラインによる手続を可能とする。」とされている。

②都道府県等に対する要請

- 理容師、美容師、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者の国家資格について、令和5年番号法等改正法を踏まえ、令和7年度以降、国家資格等情報連携・活用システムの活用を予定している。今後、当課から情報提供を行っていくので、都道府県等におかれては、関連する事項の把握や対応の検討等、準備を行っていただくようお願いする。